

浜中町民間賃貸住宅等建設促進事業

町では、町内事業者の人手不足や住宅不足を解消し、経営の安定、産業振興を図ることを目的に、町内に賃貸住宅や従業員宿舎を建設する方に助成金を交付します。

◇事業期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

◇令和7年度申請受付期間

令和7年4月1日～7月31日まで ※申請前に必ずご相談下さい。

◇助成対象者

賃貸住宅や従業員宿舎などを建設する町内・町外の法人や個人（建築主）

◇助成金額

町内建設業者に依頼する場合：1㎡あたり30,000円 1棟あたりの限度額1200万円

町外建設業者に依頼する場合：1㎡あたり20,000円 1棟あたりの限度額 800万円

● 延床面積（上限400㎡）×1㎡あたりの助成額＝助成金（限度額まで）

◇対象となる建物

	賃 貸 住 宅	従 業 員 宿 舎
用 途	長屋・共同住宅	寄 宿 舎
戸数制限	1棟2戸以上	1棟内に3部屋以上
必要面積（専用面積）	25㎡以上／1戸	7.5㎡以上／1部屋
駐 車 場	戸数分の専用駐車場	定めなし
トイレ・浴室・台所 ・給排水設備 ・その他必要設備	戸別に設置されていること	戸別若しくは共用部に設置されていること

※面積制限を満たさない部屋・管理人用途の面積・居住用途ではない面積は対象外

◇助成の条件

- ①建築基準法に適合させること。（組立式仮設建築物などは、対象外です。）
- ②法人の場合、役員及び2親等以内の親族を居住させないこと。
- ③個人の場合、個人及び2親等以内の親族を入居させないこと。
- ④年度内に竣工すること。
- ⑤交付決定前に着手しないこと。
- ⑥助成金は建設費に充当すること。（目的外使用はできません。）
- ⑦便利で快適な住環境と家賃低減に配慮すること。
- ⑧建設後の10年間は用途変更をしないこと。
- ⑨毎年5月1日に入居者状況を報告すること。

●詳細については、役場建設課建築係にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 役場建設課建築係 TEL0153-62-2343（直通）